

石綿(アスベスト)の規制が変わります!

—大気汚染防止法の改正—

令和3年4月1日より、改正大気汚染防止法が施行され、規制内容が変わります!

労働安全衛生法・石綿障害予防規則に関すること	住 所	電話番号	管轄区域
仙台労働基準監督署安全衛生課	仙台市宮城野区鉄砲町1 (仙台第4合同庁舎内)	022-299-9073	仙台市、塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市、 富谷市、亶理郡、宮城郡
石巻労働基準監督署	石巻市泉町4-1-18	0225-22-3365	石巻市、気仙沼市、東松島市、牡鹿郡、本吉郡
石巻労働基準監督署(気仙沼臨時窓口)	気仙沼市八日町2-1-11	0226-25-6921	
古川労働基準監督署	大崎市古川駅南2-9-47	0229-22-2112	大崎市、加美郡、遠田郡、黒川郡
大河原労働基準監督署	柴田郡大河原町字新東24-25	0224-53-2154	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
瀬峰労働基準監督署	栗原市瀬峰下田50-8	0228-38-3131	登米市、栗原市

大気汚染防止法に関すること				
	住 所	電話番号	管轄区域	
宮城県	仙南保健所環境廃棄物班	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
	塩釜保健所環境廃棄物班	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5506	塩竈市、多賀城市、富谷市、宮城郡、黒川郡
	塩釜保健所岩沼支所環境廃棄物班	岩沼市中央三丁目1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理郡
	大崎保健所環境廃棄物班	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡
	石巻保健所環境廃棄物班	石巻市あゆみ野5-7 (宮城県石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市、登米市、東松島市、牡鹿郡
	気仙沼保健所環境廃棄物班	気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、本吉郡
仙台市	環境局環境部環境対策課大気係	仙台市青葉区二日町6-12 (MSビル二日町)	022-214-8222	仙台市

建設リサイクル法に関すること				
	住 所	電話番号	管轄区域	
宮城県	大河原土木事務所建築班	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3918	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
	仙台土木事務所建築第二班(建築系) // 行政第一班(土木系)	仙台市宮城野区幸町4-1-2	022-297-4348 022-297-4117	名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理郡、 宮城郡、黒川郡
	北部土木事務所建築班	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-91-0737	加美郡、遠田郡、栗原市
	東部土木事務所建築班	石巻市あゆみ野5-7 (宮城県石巻合同庁舎内)	0225-94-8691	東松島市、牡鹿郡、登米市
	気仙沼土木事務所建築班	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 (宮城県気仙沼合同庁舎内)	0226-24-2538	気仙沼市、本吉郡
	仙台市	青葉区役所	仙台市青葉区上杉1-5-1	022-225-7211 (代表)
宮城野区役所		仙台市宮城野区五輪2-12-35	022-291-2111 (代表)	宮城野区
若林区役所		仙台市若林区保春院前丁3-1	022-282-1111 (代表)	若林区
太白区役所		仙台市太白区長町南3-1-15	022-247-1111 (代表)	太白区
泉区役所		仙台市泉区泉中央2-1-1	022-372-3111 (代表)	泉区
石巻市	建設部建築指導課	石巻市穀町14-1	0225-95-1111	石巻市
塩竈市	建設部定住促進課	塩竈市本町1-1	022-364-1126	塩竈市
大崎市	建設部建築住宅課	大崎市古川七日町1-1	0229-23-8057	大崎市

廃棄物処理法に関すること				
	住 所	電話番号	管轄区域	
宮城県	仙南保健所環境廃棄物班	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
	塩釜保健所環境廃棄物班	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5501	塩竈市、多賀城市、富谷市、宮城郡、黒川郡
	塩釜保健所岩沼支所環境廃棄物班	岩沼市中央三丁目1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理郡
	大崎保健所環境廃棄物班	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡
	石巻保健所環境廃棄物班	石巻市あゆみ野5-7 (宮城県石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市、登米市、東松島市、牡鹿郡
	気仙沼保健所環境廃棄物班	気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、本吉郡
仙台市	環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 事業係	仙台市青葉区二日町6-12 (MSビル二日町)	022-214-8235	仙台市

令和3年3月 宮城県環境生活部環境対策課作成

改正事項と施行日					
規制内容	令和2年		令和3年	令和4年	令和5年
	6月	10月	4月	4月	10月
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制			令和3年4月施行		
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化	周知	令和3年4月施行		
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施	周知	周知、者の育成 令和5年10月施行		
	事前調査結果の記録の 作成・保存	周知	令和3年4月施行		
	事前調査結果の控えの 現場への備え置き	周知	令和3年4月施行		
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告	周知	周知、システム整備 令和4年4月施行		
	隔離を伴う作業での 石綿漏えいの有無の確認	周知	令和3年4月施行		
適切に行われたことの 確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認	周知	令和3年4月施行		
	作業の記録	周知	令和3年4月施行		
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存	周知	令和3年4月施行		
作業結果の発注者への 書面での報告・記録	周知	令和3年4月施行			
直接罰の適用	周知	令和3年4月施行			
罰則の対象の拡大	周知	令和3年4月施行			

出展 環境省 大気汚染防止法及び政省令の改正について【講演資料(令和2年11月27日時点)】

規制対象が全ての石綿含有建材に拡大

Q これまでには何が対象で、何が対象ではなかった?
A これまでは、「吹付け石綿」及び「石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材」が大気汚染防止法の規制対象となっていて、その他の石綿含有建材は、飛散しないように気を付けて扱う必要がありましたが、規制対象ではありませんでした。

Q 石綿含有建材とは?
A 石綿を含有していることについては、建築材料の製造等に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものをいうものとしています。吹付け石綿等以外では具体的なものとして、「石綿含有成形板等(石綿を含有する成形板、セメント管、押出成形品等)」及び「石綿含有仕上塗材」が示されました。

事前調査の記録作成の義務付け等

調査に関する記録の作成・保存が義務付けされます。

また、令和4年度以降、事前調査結果の都道府県等への報告、調査を適切に行うために必要な知識を有する者に調査を行わせる等の義務付けが行われます。

Q 調査に関する記録はどのように作成すればいい?

A 施行規則第十六条の八に定める以下の事項について作成し、3年間保管します。

- 一 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 解体等工事の場所
- 三 解体等工事の名称及び概要
- 四 前条(第十六条の七)第一号及び第二号に掲げる事項
- 五 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日(解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号ロからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあっては、これに加えて、これらの規定に規定する建築材料を設置した年月日)
- 六 解体等工事に係る建築物等の概要
- 七 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分
- 八 分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
- 九 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か(第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨)及びその根拠

作業結果の報告、作業記録作成の義務付け

作業結果の報告、作業記録作成が義務付けされます。

Q 作業結果の報告とは?

A 特定工事の元請業者は、工事における特定粉じん排出等作業が完了したとき、施行規則第十六条の十五に定める以下のことを発注者に書面で報告する必要があります。

- 一 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- 二 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- 三 第十六条の四第五号※1に規定する確認を行った者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

※1 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め(以下「除去等」という。)の完了後に(除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に)、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。
ただし、解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)は、建築物等を改造し、又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。

Q 作業記録はどのように作成すればいい?

A 施行規則第十六条の十五に定める以下の事項について作成し、3年間保管します。

- 一 第十条の四第二項第三号(特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所)及び第四号(下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所)並びに第十六条の四第一号イからハ(特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名/特定工事の場所/特定粉じん排出等作業の種類)までに掲げる事項
- 二 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- 三 特定粉じん排出等作業の実施状況(次に掲げる事項を含む。)
 - イ 第十六条の四第五号※1に規定する確認をした年月日、確認の結果(確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。)及び確認を行った者の氏名
 - ロ 別表第七の一の項中欄に掲げる作業並びに同表の六の項下欄イ及びハの作業を行ったときは、同表の一の項下欄ハ、二、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果(確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。)及び確認を行った者の氏名

作業基準の改正

Q どのような内容の改正であったか。

A 特定粉じん排出等作業の計画の作成、作業工程ごとの確認等の規定が追加されています。また、規制対象が全ての石綿含有建材に拡大したことに伴い、「石綿含有成形板等」及び「石綿含有仕上塗材」の除去作業に具体的な作業基準が示されました。

Q 具体的な作業基準はどのようなものか。

A 「石綿含有成形板等」について特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すことや「石綿含有仕上塗材」について除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること等の作業基準が示されています。詳細は別に改正法の内容で改訂されるマニュアル等でも示される予定なので、参考にして適正な作業を行うようにして下さい。

直接罰規定の創設

Q 直接罰とは? どのような時に直接罰となるのか?

A 違反があった時に改善命令等を経ずに罰則となります。
第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料(吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材)に係る特定粉じん排出等作業について、定められた方法により行わなかった時、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処される場合があります。

石綿含有仕上塗材の除去等作業の扱いについて

石綿含有仕上塗材については、吹付け工法により施工されたことが明らかな場合には、「吹付け石綿(改正前大気汚染防止法施行令第3条の3第1号)」に該当するものとして取り扱うことと通知※2されていましたが、施工方法にかかわらず吹付け石綿及び石綿含有断熱材等以外の特定建築材料として扱うこととなりました※3。

※2 平成29年5月30日付け環水大大発第1705301号環境省水・大気環境局 大気環境課長通知「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」は改正法の施行日をもって廃止される。

※3 ただし、石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けパーミキュライト(ひる石)については、これまでと同様、「吹付け石綿」として扱うこととする。

